【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出日】 平成28年7月4日

【会社名】 ERIホールディングス株式会社

【英訳名】 ERI HOLDINGS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 増 田 明 世

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂八丁目 5 番26号

【電話番号】 03-5770-1520

【事務連絡者氏名】 広報 I R グループ長 吉 川 到

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂八丁目 5 番26号

【電話番号】 03-5770-1520

【事務連絡者氏名】 広報IRグループ長 吉 川 到

【縦覧に供する場所】 名称 株式会社東京証券取引所

(所在地)東京都中央区日本橋兜町2番1号

1【提出理由】

当社の連結子会社である日本ERI株式会社(以下、「日本ERI」)が、平成28年4月11日付で控訴の提起を受けましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第14号の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

(1)連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

名称 日本 E R I 株式会社

住所 東京都港区赤坂八丁目 5番26号

代表者 代表取締役社長 馬野 俊彦

(2)控訴の提起があった年月日

平成28年4月11日(控訴状送達日:平成28年7月4日)

(3)控訴を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 医療法人ワカサ会

住所 広島県広島市東区東山町15番1号

代表者 理事長 若佐 直定

(4)控訴の内容及び損害賠償請求金額

本件訴訟は、医療法人ワカサ会が広島市西区に開業を予定していた介護老人保健施設について、構造上の基本的安全性を欠くため、建て替えが必要になった等として、日本ERI他、当該施設の設計・監理会社及び建設会社に対し損害賠償を求めていたものです。日本ERIは、構造上の不整合を看過したとして、金20億3,921万6,822円及び内金20億1,921万6,822円に対する訴状送達の日の翌日から支払い済みまで年5分の割合の金員の支払いを求められておりましたが、第一審の広島地方裁判所は、平成28年3月30日、日本ERIに対する請求を全て棄却する判決を言渡しました。

医療法人ワカサ会は、当該判決を不服として、広島高等裁判所に、原判決を取り消し、日本ERIに対して金20億3,921万6,822円及びうち20億1,921万6,822円に対する平成22年6月29日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払いを求め控訴を提起したものです。

以上